

(証券コード6080)
平成26年12月4日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
代表取締役社長 中 村 悟

第9回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

尚、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成26年12月18日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送下さいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成26年12月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サビアタワー6階
ステーションコンファレンス東京 602会議室
（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第9期（平成25年10月1日から平成26年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいませようお願い申し上げます。又、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいませようお願い申し上げます。
尚、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ma-cp.com/>）に掲載させて頂きます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) コーポレートガバナンスの強化、会社経営に対する取締役の経営責任の明確化、環境の変化に一層機動的に対応できる経営体制の構築を目的に、現行定款第20条（任期）の取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。又、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

尚、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が生じるものと致します。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第19条（省略） （任 期） 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	第1条～第19条（現行どおり） （任 期） 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削 除）
第21条～第39条（省略）	第21条～第39条（現行どおり）

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役4名全員は任期満了となります。つきましては、改めて取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかむら ひとる 中村 悟 (昭和48年3月30日生)	平成7年4月 積水ハウス株式会社入社 平成17年10月 当社設立、代表取締役社長就任 (現任)	3,984,000株
2	そがめ ようぞう 十 亀 洋 三 (昭和50年6月7日生)	平成15年9月 株式会社平沢コミュニケーションズ入社 平成17年6月 スタイル・テクノロジー株式会社代表取締役社長就任 平成17年10月 当社取締役就任 平成17年12月 グローバル・インテレクトチュアル・トラスト株式会社取締役就任 平成19年10月 当社営業企画部長 (現任) 平成20年3月 当社取締役辞任 平成20年9月 当社取締役就任 (現任)	720,000株
3	ささき あきら 佐々木 輝 (昭和47年9月20日生)	平成7年4月 セントケア株式会社 (現セントケア・ホールディング株式会社) 入社 平成15年2月 同子会社 ピアサポート株式会社 代表取締役就任 平成15年4月 セントケア株式会社 (現セントケア・ホールディング株式会社) 経営企画室課長 平成18年1月 株式会社こども山設立 代表取締役就任 平成21年5月 株式会社ウイズネット入社 総務部長 平成23年2月 当社入社 企画管理部長 (現任) 平成23年12月 当社取締役就任 (現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	にしざわ たみお 西澤 民夫 (昭和18年6月17日生)	昭和41年4月 中小企業金融公庫（現株式会社日本政策 金融公庫）入庫 昭和60年4月 山一証券株式会社入社、同社より山一ユ ニベン株式会社へ出向 昭和62年11月 山一ユニベン・ロサンゼルス支店長 平成2年11月 山一ファイナンス・アメリカ・インク社 長 平成4年6月 山一ファイナンス株式会社投資コンサル タント部部长 平成10年2月 日本エスアンドティー株式会社設立 代 表取締役社長就任（現任） 平成12年3月 中小企業総合事業団（現独立行政法人中 小企業基盤整備機構）新事業支援部統括 プロジェクトマネージャー 平成18年4月 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役 就任（現任） 平成18年11月 当社取締役就任（現任） 平成21年8月 ラオックス株式会社監査役就任（現任） 平成26年2月 独立行政法人科学技術振興機構起業支援 室推進プログラムオフィサー（現任）	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 西澤民夫氏は社外取締役候補者であります。
尚、当社は西澤民夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 西澤民夫氏を社外取締役候補者とする理由について
西澤民夫氏は、事業の立ち上げ及び育成に精通していることから、特にM&A仲介業務の拡大に関する意見具申等を期待し、選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年1ヶ月です。
4. 当社は、西澤民夫氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任を承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成25年10月1日から
平成26年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(経済概況)

当事業年度における我が国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見られているなか、物価上昇と個人所得との改善速度のギャップなど一部に経済成長への不安要素を含みながらも、基調的には先進国を中心とした世界経済の回復と円安・株高を背景に国内企業収益や個人消費の改善なども見られ、緩やかな回復が続いている状況となっております。

(業界動向)

当社がメインターゲットとする中堅・中小企業のM&Aマーケットについては、後継者難などによってオーナーの高齢化が進んでいるなかで、事業承継ニーズは潜在的なものも含めて堅調に推移している状況であると認識しております。平成26年4月には中小企業庁が毎年公表している「中小企業白書(2014年版)」においても、国内の中小企業の事業承継・廃業について取り上げられており、後継者の育成準備が進まない様子や、経営者の高齢化、健康問題などから休廃業・解散件数が増加傾向にあることなどが記載され、事業承継が進まない当社が判断するのを裏付けるような現状の調査結果が報告されております。当業界におきましては経営環境に大きな変動等は生じておらず、競合となる主要各社は業容拡大傾向にあり、当面は豊富な需要を背景に、市場全体が拡大していくものと予想しております。

(当社の状況)

当社ではこのような環境下におきまして、継続的な成長と安定した収益の拡大に向けて、当事業年度では次のような施策を講じてきました。

①アウトバウンドマーケティング

オーナーの高齢化が進む中堅・中小企業では、将来の経営環境悪化への懸念や、後継候補者の経営資質の適格性への不安などから、事業承継に消極的な方も多数存在しております。又、親族への承継を考えている方のなかにも、資本及び経営を承継するための後継ぎが居ない、或いは、居ても継ぎたがらない、又は、相続税などの問題により後継者へ資本を引き継ぐことが困難であるなど、

様々なハードルがあるのが現状であると考えております。当社ではこれらの解決方法のひとつとして、M&Aによる問題解決を提案しております。このような潜在的なニーズに対しては、アウトバウンド（ダイレクト）マーケティングによりニーズの顕在化を図っておりますが、当事業年度においては経験者の採用を含め、コンサルタント8名の増員及び教育体制の強化を推し進め、更なるマーケティング活動の増大を図りました。

又、当事業年度においては従業員数の増加に伴い、本社事務所が手狭となったことから、今後の地方開拓など交通の利便性を鑑み、千代田区麴町から東京駅に程近い千代田区丸の内への本社移転を行っております。

②インバウンドマーケティング

当事業年度においては、メディア各社との協賛セミナーや自社開催セミナーなど、事業承継に関する大規模セミナーを年3回開催し、延べ1,400名以上の方々にご出席頂き、様々なニーズ・相談をお受けする結果となりました。又、昨年11月20日の新規上場以来、多くのお問合せを頂くようになり、これらの反響から複数のM&A成約に繋げることができました。更には、金融機関を中心とした協業先とのリレーションについても新たな取組みを行うなど、当事業年度においてはインバウンドマーケティングから一定の結果と翌事業年度以降の業績にも繋がる成果を挙げることができました。

この結果、当事業年度の売上高は、1,667,246千円（前年同期比44.0%増）となり、営業利益823,642千円（前年同期比37.0%増）、経常利益808,081千円（前年同期比34.6%増）、当期純利益468,284千円（前年同期比41.4%増）となりました。

尚、M&A成約案件の規模別あるいは業種別分類は以下のとおりとなっております。当事業年度においてはコンサルタントの増加とインバウンドマーケティングによる成果に起因して、年間での成約件数の増加に繋がりました。

分類の名称		第8期事業年度 (自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日)	第9期事業年度 (自 平成25年10月1日 至 平成26年9月30日)	前年同期比
M&A成約案件数		(件) 21	35	+14
手数料金額別	うち1案件当たりの 手数料総額が1億円 以上の案件数	(件) 1	2	+1
	うち1案件当たりの 手数料総額が1億円 未満の案件数	(件) 20	33	+13
業種別	うち当社において 「小売業」に分類し ている案件数	(件) 14	22	+8
	うち当社において 「卸売業」に分類し ている案件数	(件) 1	3	+2
	うち当社において 「その他」に分類し ている案件数	(件) 6	10	+4

(2) 資金調達等についての状況

①設備投資の状況

当事業年度中に行った設備投資の総額は57,567千円であり、これは主に事業拡大に向けた増床を目的とした本社移転によるものであります。尚、これらに要した資金は、後述の公募及び第三者割当による調達によって取得した資金を充当しました。

②資金調達の状況

当社は、平成25年11月19日を払込期日とする公募により150,000株を、又、平成25年12月19日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出に関する第三者割当増資により22,500株を発行致しました。これにより総額で476,100千円の資金調達を行っております。

③事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (平成23年 9 月期)	第 7 期 (平成24年 9 月期)	第 8 期 (平成25年 9 月期)	第 9 期 (当事業年度) (平成26年 9 月期)
売 上 高 (千円)	571,783	1,073,849	1,157,561	1,667,246
経 常 利 益 (千円)	262,366	577,528	600,273	808,081
当 期 純 利 益 (千円)	149,135	301,522	331,163	468,284
1株当たり当期純利益 (円)	24.98	50.51	55.47	73.06
総 資 産 (千円)	724,104	1,300,800	1,648,298	2,604,671
純 資 産 (千円)	452,613	754,135	1,085,298	2,029,683

(注) 当社は、平成25年5月15日付で普通株式1株につき2,000株とする株式分割を、又、平成26年5月1日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。第6期の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

①市場と経営戦略

当社が抱える今後の課題については、現状において会社の規模に見合った効率的な経営を行う必要があることから、資本の「選択と集中」を行うため、中堅・中小企業の事業承継ニーズをメインターゲットとした市場或いは提供するアドバイザリーサービスの業務領域を一部に特化した集中戦略を展開しております。その反面、市場に対するリスク分散の観点からは脆弱であり、事業リスクを低減するための10年後或いは20年後の長期経営戦略の策定が重要であると認識しております。

しかしながら、当社がターゲットとしている後継者不在などによる事業承継ニーズを持った中堅・中小企業のM&A市場においては、需要(潜在的ニーズを含む)が供給を上回る状況は続くものと予想しております。

背景としましては、株式会社帝国データバンクが、毎年自社で保有する企業情報データから分析・公表している「全国社長分析」によると、2013年において社長の平均年齢は過去最高齢を更新する58.9歳となり、又、社長交代率についても3.67%と依然として低水準が続いていると報告されており、国内企業の社長高齢化が進行していることがわかります。更に、2014年4月に公表された「中小企業白書(2014年版)」では、事業承継・廃業について取り上げられ、後継者の育成準備が進まない現状や、経営者の高齢化、健康問題などから休廃業・解散件数が増加傾向にあることなどが記載されており、事業承継が進まない現状を裏付ける具体的調査結果が報告されております。

以上のようなことから引き続き、マーケティング活動を通じて、潜在的なニーズの掘起しなどを行いマーケットシェアの拡大を図っていく所存であります。

又、中長期的にはこれらの市場をターゲットとして、M&A仲介業務サービスの品質向上、或いは、派生する金融サービス分野への進出等も模索し、競業他社との差別化戦略に積極的に取組んで参ります。

②優秀な人材確保・教育と組織体制の強化

当社は小規模な組織であることから、コアメンバーの想定外の大量退職や教育の遅れなどの属人的な要因が、安定的な業績確保の大きな障害となる可能性があります。「クライアントへの最大貢献と全従業員の幸せを求める」との企業理念に基づき、これまでに、従業員に対して業績評価型のインセンティブ制度や人事考課制度の導入、又はストック・オプション制度の導入などを行い、或いは、顧客ニーズ等の社内データベース化により、安易に模倣できないような社内ナレッジを構築し、従業員に向けたブランディングを行うなど、会社としての従業員定着のための施策を行って参りました。それに加え、教育についても属人的なOJTから脱却し、組織的な教育プログラムの策定を行っており、中途

採用者の即戦力化を図ってきた結果が業績にも反映されております。

今後は、会社にとって中期経営基本方針と並ぶ重要な戦略となる人員計画について、市場ニーズと組織力の向上及び従業員の成長とのバランスを考慮しながら、中期経営基本方針に沿った部署の新設を含む効果的な組織作りに取り組んで参ります。

(5) 主要な事業内容（平成26年9月30日現在）

近年、少子高齢化による団塊の世代を中心としたオーナーの高齢化に伴い、潜在的なものも含め事業承継ニーズはますます高まっている状況にあります。特に中堅・中小企業においては、後継者不足が深刻化してきており、親族に跡継ぎがない、既存の役職員では資本の承継を行う資力がないといった問題を抱えている企業が多く、又、優良企業であればあるほど、相続時の株式評価額が高くなり、納税資金の問題などから、経営に直接関わっていない親族への株式分散が発生するなど事業承継を検討するにあたって様々なハードルがあるのが現状であると認識しております。

譲受企業においても、長引く不況の影響から国内需要の縮小や業界内での価格競争など、競争激化の背景を受け、スケールメリットの確保や周辺分野又は新規事業への進出といった業容拡大を目的とした譲受意欲は堅調であると認識しております。

そのなかで当社は設立以来、M&A（企業の買収・合併・資本提携など）の仲介事業を主たる業務としており、これら事業の引継ぎに悩みを抱え、又は清算を考えているオーナーに対し、M&Aによる問題解決を提案し、実現していくまでをサポートすることを主たるサービスとしております。当社は譲渡企業のオーナーと譲受企業の間立ち、アドバイザー業務を提供しており、その対価として、それぞれより中間報酬及び成功報酬を受領しております。

(6) 主要な営業所及び使用人の状況（平成26年9月30日現在）

①主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②使用人の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
29名	8名増	29.9歳	2.76年

(7) 主要な借入先及び借入額（平成26年9月30日現在）

該当事項はありません。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成26年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 23,880,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,487,500株 |
| (3) 株主数 | 2,073名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
中 村 悟	3,984,000	61.41
十 亀 洋 三	720,000	11.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	128,600	1.98
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140030	102,300	1.58
中 村 陽 子	96,000	1.48
工 藤 剛	88,500	1.36
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	81,900	1.26
ビ-エヌアイエム エスエ-エヌアイ ビ-エヌアイエム クライアント アカunt エムピー-エス ジャパン	62,436	0.96
株 式 会 社 S B I 証 券	58,500	0.90
投 資 事 業 組 合 オ リ ッ ク ス 10 号	39,800	0.61

(5) その他株式に関する重要な事項

- ①平成25年11月19日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数が150,000株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ207,000千円増加しております。
- ②平成25年12月19日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が22,500株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ31,050千円増加しております。
- ③平成26年5月1日付で、当社普通株式1株を3株に株式分割を行いました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（平成26年9月30日現在）

	第 1 回 新株予約権	第 2 回 新株予約権	第 6 回 新株予約権
新株予約権の数	5 個	5 個	7 個
保有人数			
当社取締役 保有者数	一名	一名	1 名(注) 1
(社外役員を除く) 新株予約権の数	一個	一個	7 個
当社社外取締役 保有者数	1 名	一名	一名
(社外役員に限る) 新株予約権の数	5 個	一個	一個
当社監査役 保有者数	一名	1 名	一名
新株予約権の数	一個	5 個	一個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(注) 2	30,000株	30,000株	42,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
新株予約権の払込金額(注) 2	1株につき 67円	1株につき 67円	1株につき 84円
新株予約権の行使期間	平成23年 4月1日から 平成29年 11月30日まで	平成23年4月 1日から 平成29年11月 30日まで	平成25年10月 1日から 平成32年12月 13日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 3	(注) 4	(注) 5

- (注) 1. 従業員として在籍中に付与されたものです。
2. 株式数及び払込金額につきましては、平成25年5月15日付で普通株式1株につき2,000株とする株式分割を、又、平成26年5月1日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の株式数及び払込金額を記載しております。
3. 第1回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。
- イ. 権利行使時においても、当社又は当社子会社あるいは当社の関係会社の取締役又は監査役あるいは従業員であることを要する。
- ロ. 当社普通株式にかかる株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満2年を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ハ. その他の条件については、新株予約権付与の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「募集新株予約権割当契約」に定めるところによる。
4. 第2回新株予約権の行使の条件は、上記(注)3.記載の内容と同様であります。
5. 第6回新株予約権の行使の主な条件は下記のとおりであります。
- イ. 権利行使時においても、当社又は当社子会社あるいは当社の関係会社の取締役又は監査役あるいは従業員であることを要する。
- ロ. 当社普通株式にかかる株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して満3年を経過した場合に割当個数の2分の1を上限として、新株予約権を行使することができる。又、満4年を経過した場合は、未行使の新株予約権すべてを行使できるものとする。ただし、計算に当たって小数点以下の端数がある場合には、切り捨てるものとする。
- ハ. その他の条件については、新株予約権付与の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「募集新株予約権総引受契約」に定めるところによる。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 村 悟	－
取 締 役	十 亀 洋 三	営業企画部長
取 締 役	佐々木 輝	企画管理部長
取 締 役	西 澤 民 夫	日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役 ラオックス株式会社監査役 独立行政法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラムオフィサー
監 査 役	邊 田 信 行	－
監 査 役	藤 本 幸 弘	シティユーワ法律事務所パートナー
監 査 役	中 森 真 紀 子	中森公認会計士事務所所長 株式会社フィデス会計社代表取締役 税理士法人フィデス会計社代表社員 カーティス・インスツルメンツ・パシフィック株式会社監査役 株式会社アイスタイル監査役 株式会社ロコンド監査役 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社取締役 株式会社ネクスト監査役

- (注) 1. 取締役西澤民夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役邊田信行氏、藤本幸弘氏及び中森真紀子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役中森真紀子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役西澤民夫氏及び監査役藤本幸弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役又は監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	41,376千円 (1,700千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	7,700千円 (7,700千円)
合 計 (うち社外役員分)	7名 (4名)	49,076千円 (9,400千円)

(注) 報酬支給限度額は取締役が年額500,000千円以内(平成25年8月9日臨時株主総会決議)、監査役が年額10,000千円以内(平成18年11月29日第1回定時株主総会決議)と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	西 澤 民 夫	日本エスアンドティー株式会社代表取締役社長 株式会社高滝リンクス倶楽部代表取締役 ラオックス株式会社監査役 独立行政法人科学技術振興機構起業支援室推進プログラムオフィサー
監 査 役	藤 本 幸 弘	シティユーワ法律事務所パートナー
監 査 役	中 森 真 紀 子	中森公認会計士事務所所長 株式会社フィデス会計社代表取締役 税理士法人フィデス会計社代表社員 カーティス・インスツルメンツ・パシフィック株式会社監査役 株式会社アイスタイル監査役 株式会社ロコンド監査役 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社取締役 株式会社ネクスト監査役

(注) 当社と記載各法人等との間には特別な関係はありません。

②各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	活動状況
取 締 役	西 澤 民 夫	当事業年度開催の取締役会21回のうち20回に出席致しました。経験や実績に基づく見地からの意見や疑問点等を明らかにするために適宜質問や意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	邊 田 信 行	当事業年度開催の取締役会21回の全てに、監査役会14回の全てに出席致しました。社内の重要な会議体などにも積極的に参加し、事業会社における豊富な監査経験から、事業活動全般に関し、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行いました。
監 査 役	藤 本 幸 弘	当事業年度開催の取締役会21回のうち20回に、監査役会14回の全てに出席致しました。弁護士として主に会社のコンプライアンスの観点から、法務面に関する専門的な見識に基づき助言を行いました。
監 査 役	中 森 真 紀 子	当事業年度開催の取締役会21回の全てに、監査役会14回の全てに出席致しました。公認会計士として主に会社の会計全般について、培ってきた専門的な見識に基づき助言を行いました。

③責任限定契約に関する事項

当社は、平成19年2月16日開催の臨時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役西澤民夫氏及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

イ. 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

ロ. 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり且つ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,900千円
会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	10,600千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が、会計監査人に対して委託した、公認会計士法第2条第1項以外の業務は、公募増資及び第三者割当増資に係るコンフォートレター作成業務等でありませぬ。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求致します。

又、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス規程に基づき役員及び使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスの理解、維持、問題点の把握に努め業務の運営にあたります。
- ②コンプライアンス委員会は、内部監査人との連携を保ち、コンプライアンスの実施状況を管理・監督するとともに定期的に社内指導も行い、これらの活動が定期的に取締役会及び監査役に報告される体制を構築致します。
- ③使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築致します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」に基づいて決裁した稟議書、申請書の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体で適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存致します。

又、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況について監査役の監査を受けます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合に備え、予め必要な対策、方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限にとどめるために必要な対応を行います。
- ②リスクマネジメントの確立に向けて「リスク管理規程」を策定し、リスク管理責任者を選任し、リスク発生時の迅速・的確な対応の出来る体制を構築致します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は、経営理念と変動する社会・経済状況を基にした総合予算及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行います。又、経営目標の計画実行の進捗に対して、月次・四半期の業績管理及び改善管理を行います。

- ②取締役会の決定に基づく業務執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等に責任者及びその責任・権限ならびに執行手続きを定めます。
- ③経営数値の分析や業務遂行の進捗を把握し、又は経営方針の実行の迅速化を図るため情報システムを活用することにより、全社的な業務の効率化を実現致します。
- (5) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備致します。
- (6) **前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**
監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従うものとし、使用人の人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保致します。
- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
監査役は月1回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものと致します。
- (8) **その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制**
監査役は、内部監査人との連携を保ち、適宜、情報交換をしながら、監査の実効性を確保致します。又、監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。
- (9) **反社会的勢力を排除するための体制**
当社は反社会的勢力等対策規程において反社会的勢力等に対する基本方針を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても反社会的勢力等に対し、金銭その他の経済的利益を提供せず、取引も行いません。

7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社は、現時点で当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては特に定めておりません。

当社は、業績の更なる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めて参ります。

貸 借 対 照 表

(平成26年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,497,358	流動負債	574,987
現金及び預金	2,349,517	未払金	250,281
売掛金	123,660	未払費用	23,594
前払費用	7,325	未払法人税等	213,771
繰延税金資産	16,724	未払消費税等	45,141
その他	130	前受金	37,908
固定資産	107,312	預り金	4,291
有形固定資産	52,309	負債合計	574,987
建物附属設備	49,559	純資産の部	
工具、器具及び備品	2,750	株主資本	2,029,683
無形固定資産	579	資本金	287,300
ソフトウェア	579	資本剰余金	277,050
投資その他の資産	54,423	資本準備金	277,050
敷金及び保証金	52,771	利益剰余金	1,465,333
繰延税金資産	1,584	その他利益剰余金	1,465,333
長期前払費用	68	繰越利益剰余金	1,465,333
		純資産合計	2,029,683
資産合計	2,604,671	負債・純資産合計	2,604,671

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 平成25年10月1日から
平成26年9月30日まで ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		1,667,246
売 上 原 価		547,495
売 上 総 利 益		1,119,750
販売費及び一般管理費		296,108
営 業 利 益		823,642
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	811	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	346	
雑 収 入	16	1,174
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	125	
株 式 交 付 費	4,153	
株 式 公 開 費 用	12,423	
固 定 資 産 除 却 損	28	
雑 損 失	4	16,734
経 常 利 益		808,081
税 引 前 当 期 純 利 益		808,081
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	332,780	
法 人 税 等 調 整 額	7,017	339,797
当 期 純 利 益		468,284

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成25年10月1日から
平成26年9月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産計 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株 主 本 計 資 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	49,250	39,000	39,000	997,048	997,048	1,085,298	1,085,298
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	238,050	238,050	238,050			476,100	476,100
当 期 純 利 益				468,284	468,284	468,284	468,284
当 期 変 動 額 合 計	238,050	238,050	238,050	468,284	468,284	944,384	944,384
当 期 末 残 高	287,300	277,050	277,050	1,465,333	1,465,333	2,029,683	2,029,683

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）は、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 繰延資産の処理方法

①株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

- (5) 会計方針の変更
該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,724千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	1,990,000株	4,497,500株	—	6,487,500株
合計	1,990,000株	4,497,500株	—	6,487,500株

(注) 発行済株式数の普通株式の増加4,497,500株は、公募及びオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割増資による新株の発行172,500株、及び株式分割による増加4,325,000株によるものであります。

- (2) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	平成19年12月18日	平成19年12月18日	平成19年12月18日
付与決議日	平成20年6月13日	平成20年6月13日	平成20年6月13日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	30,000株	30,000株	84,000株
新株予約権の残高	5個	5個	14個

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	平成21年9月11日	平成21年9月11日	平成22年12月14日
付与決議日	平成21年9月30日	平成22年9月10日	平成23年9月13日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	132,000株	162,000株	252,000株
新株予約権の残高	22個	27個	42個

	第7回新株予約権
発行決議日	平成23年12月16日
付与決議日	平成24年3月14日
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	90,000株
新株予約権の残高	15個

(注) 目的となる株式の数については、平成26年5月1日付で1株を3株とする株式分割を行っており、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

① (流動資産)

未払事業税	12,022千円
未払社会保険料	3,371 〃
人件費 (自己否認額)	617 〃
経費 (自己否認額)	712 〃

計	16,724千円
---	----------

② (固定資産)

資産除去債務	1,584千円
計	1,584千円

繰延税金資産合計	18,308千円
----------	----------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については資金用途に応じて主に銀行など金融機関からの借入による方針であります。又、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業部門を中心に事前の情報収集を行いリスクの低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。営業債務は流動リスクに晒されますが、当社は資金繰表を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

		貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)	現金及び預金	2,349,517	2,349,517	—
(2)	売掛金	123,660	123,660	—
(3)	敷金及び保証金(※)	30,046	29,962	83
資産計		2,503,223	2,503,140	83
(1)	未払金	250,281	250,281	—
(2)	未払法人税等	213,771	213,771	—
(3)	未払消費税等	45,141	45,141	—
(4)	前受金	37,908	37,908	—
負債計		547,101	547,101	—

(※) 貸借対照表における敷金及び保証金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（貸借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

- (1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等、(4) 前受金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,349,517	—	—	—
売掛金	123,660	—	—	—
敷金及び保証金	—	30,046		
合計	2,473,177	30,046	—	—

8. 関連当事者との取引に関する注記

当社は、関連当事者との重要な取引はありませんので、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 312円86銭

(2) 1株当たり当期純利益 73円06銭

(注) 当社は、平成26年5月1日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成26年11月12日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	布施木 孝叔	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 浦 太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千 足 幸 男	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年11月13日

M&Aキャピタルパートナーズ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 邊 田 信 行 ㊞

監査役（社外監査役） 藤 本 幸 弘 ㊞

監査役（社外監査役） 中 森 真 紀 子 ㊞

以 上

監査役会の監査報告書受領後に生じた当社及び企業集団に関する重要な事実

1. 市場の変更について

当社株式会社は、平成26年11月25日に承認を受け、平成26年12月15日付で東京証券取引所マザーズ市場から市場第一部へ市場変更する予定となっております。

2. 公募増資等について

当社は平成26年11月25日開催の取締役会において、事業機会の獲得を通じ企業価値を向上させるための資金調達を目的として新株式の発行、及び上場市場の変更の形式基準を充足させることを目的に流動性向上を図るため主要株主をはじめとした売出人による当社株式の売出し、並びにこれらの公募売出しに係る一時的な市場の需要状況を安定させるために行うオーバーアロットメントによる売出しを、それぞれ決議しました。その概要は以下のとおりとなります。

(1) 公募による新株式発行

- ①募集方法 : 一般募集
- ②発行する株式の種類及び数 : 普通株式 132,500株
- ③払込期日 : 平成26年12月12日
- ④資金の用途 : 当社の認知度向上のためのプロモーション費用並びに人材採用及び教育費用に充当する予定です。

(2) 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- ①売出株式の種類及び数 : 普通株式 580,000株
- ②売出人及び売出株式数 : 中 村 悟 470,900株
十 亀 洋 三 85,100株
中 村 陽 子 24,000株
- ③受渡期日 : 平成26年12月15日
- ④売出方法 : 売出しとし、野村証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。

(3) 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

- ①売出株式の種類及び数 : 普通株式 106,800株
- ②売出人 : 野村証券株式会社
- ③受渡期日 : 平成26年12月15日
- ④売出方法 : 野村証券株式会社が、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、106,800株を上限として当社株主より借入れる普通株式の売出しを行う。

尚、その他の詳細な事項については、決定次第インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ma-cp.com/ir/>) に随時掲載致しますので、そちらをご参照下さい。

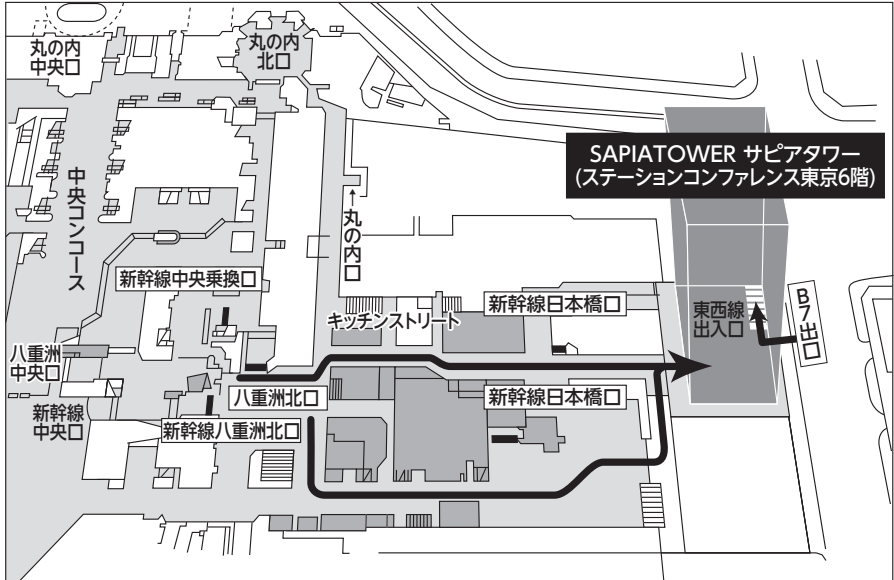
株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号

サピアタワー6階

「ステーションコンファレンス東京」602会議室

電話 03-6888-8080 (代)



【交通のご案内】

J R 東京駅新幹線専用改札口 (日本橋口)	徒歩 1分
J R 東京駅八重洲北口改札口	徒歩 2分
東京メトロ東西線大手町駅 (B7出口)	徒歩 1分

※駐車場のご用意は致しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。